

発達障害者支援関係報告会

平成28年2月1日(月)
文部科学省旧庁舎6階講堂

特別支援教育行政の現状と課題

1. 特別支援教育の現状
2. 平成28年度特別支援教育関係予算等
3. 関係機関等との連携
4. 参考データ

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 特別支援教育の現状

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

3.33%
(約34万人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率
※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

近年の特別支援教育に関する動向①

- ・平成18年12月 **国連総会において障害者権利条約を採択**
 - ・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定
 - 例えば
 - ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定を含む)の禁止
 - ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など
 - (教育分野)
 - ・インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など
- ・平成19年4月 **特別支援教育の本格的実施**(「特殊教育」から「特別支援教育」へ)
 - ・盲・聾・養護学校から特別支援学校
 - ・特別支援学校のセンター的機能
 - ・小中学校等における特別支援教育 など
- ・平成19年9月 **障害者権利条約署名**
- ・平成23年8月 **障害者基本法改正**(障害者権利条約対応)
 - (教育分野)
 - ・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容及び方法の改善及び充実、
 - ・本人・保護者の意向を可能な限り尊重
 - ・交流及び共同学習の積極的推進 など

近年の特別支援教育に関する動向②

- ・平成24年7月 中教審初中分科会報告（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進）
 - ・就学相談・就学先決定の在り方
 - ・合理的配慮、基礎的環境整備
 - ・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進
 - ・教職員の専門性向上 など
- ・平成25年6月 障害者差別解消法制定（施行日：一部を除きH28.4）
 - ・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など
- 9月 就学制度改革（学校教育法施行令改正）
 - ・「認定就学」制度の廃止⇒総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重）、柔軟な転学 など
- ・平成26年1月 障害者権利条約批准
- ・平成27年2月（差別解消法に基づく）政府としての基本方針の策定
- 11月（差別解消法に基づく）
 - ・文部科学省所管事業分野の対応指針の策定（告示）
- 12月・文部科学省における取組に関する対応要領の策定
↳【・地方公共団体等の対応要領の策定（※策定は努力義務）】
- ・平成28年4月 障害者差別解消法施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法) H25.6成立

障害者基本法 第4条

基本原則 差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

I. 差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等 (国公立学校など)
民間事業者 (私立学校など)

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等 (国公立学校など)
民間事業者 (学校法人など)

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定 (閣議決定 [H27.2])

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定 (※地方の策定は努力義務)
- 事業者 ⇒ 主務大臣(教育分野:文科大臣)が事業分野別の対応指針を策定

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

文科省対応要領: H27.12策定
文科省対応指針: H27.11告示

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

文部科学省所管事業分野の対応指針の概要

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針(平成27年11月9日 文部科学省告示第180号)の概要

<第1 趣旨>

「基本方針」に即して、文部科学省が所管する分野における事業者(私立学校、社会教育施設、文化・スポーツ施設等)が適切に対応するために必要な事項を定めるもの。

(法の基本的な考え方)

○ 法の対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。(略)

○ したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、難病に起因する障害は心身の機能の障害に含まれ、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

文部科学省所管事業分野の対応指針の概要

<第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方>

(1) 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことなどにより、権利利益を侵害すること。

【不当な差別的取扱いに当たり得る具体例】

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を劣後させること。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

【2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例】

- 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である利用者に障害の状況等を確認すること。
- 障害のある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

(2) 合理的配慮

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

意思の表明が困難な障害者が家族やコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明もコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減するなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること
- 子供である障害者又は知的障害、発達障害、言語障害等により意思疎通が困難な障害者に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等のICT機器の活用や、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択・自己決定を支援したりすること
- 学校、文化施設等において、板書やスクリーン等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保すること。
- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字や音声読み上げ機能の使用等を許可すること

【合理的配慮に当たり得る配慮の具体例】

- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には、事前に伝えたり、場合によっては本人の意向を確認したりすること。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。

(初等中等教育段階については、) [具体例のほか、H24の中教審初中分科会報告において整理された合理的配慮の観点や障害種別の例](#) 及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「[インクルーシブ教育システム構築支援データベース](#)」や「[特別支援教育教材ポータルサイト](#)」も参考とすることが効果的である。

なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

<第3・4 関係事業者における相談体制の整備及び研修・啓発>

- 既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により[相談窓口を整備する](#)ことが重要。
- ホームページ等を活用し周知することや、相談時の配慮として、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話など、[多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意](#)して対応することが望ましい。
- 障害者等の相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及・障害に関する理解の促進を図ることが重要。

<別紙1 具体例>

<別紙2 分野別の留意点>

【初等中等教育段階】

(合理的配慮に関する留意点)

- 合理的配慮の合意形成に当たっては、権利条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。
- 合理的配慮の合意形成後も、幼児、児童及び生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- 合理的配慮は、インクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。
- 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため、個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、合理的配慮の引継ぎを行うことが必要である。

(相談体制の整備に関する留意点)

- 学校の校長(園長を含む。以下同じ。)は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備(※)を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

※特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置

- 学校においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を最初に受け付けることが想定される。各学校は、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

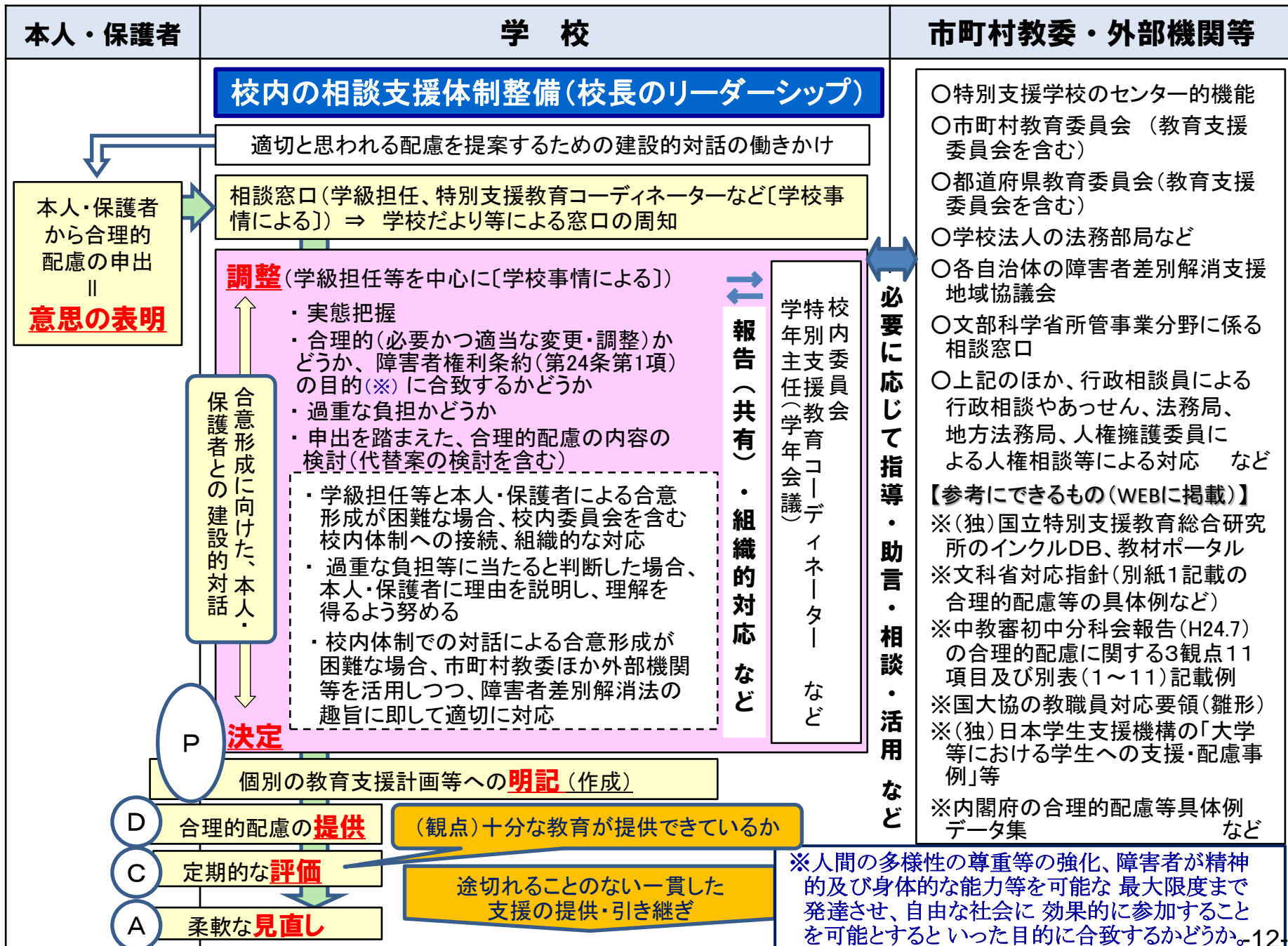
このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

(研修・啓発に関する留意点)

- 学校においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児、児童及び生徒の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の趣旨を理解するとともに、障害に関する理解を深めることが重要である。

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）

意思の表明 ↓ 調整 ↓ 決定・提供 ↓ 評価 ↓ 見直しのプロセス



「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(インクルDB)の内容(URL:<http://inclusive.nise.go.jp/>)

○インクルーシブ教育システム構築を理解するためのコンテンツ

インクルーシブ教育システムに関連する法令・施策や関係用語の解説などの基礎的情報やQ&Aの掲載などのコンテンツを整備することで、特別支援教育の関係者に向けた理解啓発や具体的な教育的支援に関する取組に資する情報を提供することを目的としています。

1. インクルーシブ教育システムについての基礎的情報

- (1) 障害者の権利に関する条約への対応(これまでの経緯)
- (2) 関連法令・施策
- (3) 関係用語の解説

2. インクルーシブ教育システム構築に関するQ&A

- (1) 基本的な考え方
- (2) 学校・地方公共団体向け
- (3) 保護者向け

3. その他

- (1) 障害のある子供の就学に関する手続
- (2) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 成果報告書(概要)
- (3) インクルーシブ教育システム構築に関する研究成果
- (4) 障害のある子供の教材・支援機器等に関する情報
- (5) 諸外国における障害のある子供の教育に関する情報
- (6) 文部科学省による実施事業の情報

4. 「合理的配慮」実践事例データベース

各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の収集等を行うモデル事業(実施主体:文部科学省)等で得られた事例について、データベース化を行い、提供しています。

DBの活用場面

入学、進学、転学・
転籍、実際の学習
場面 など



○フリーワードによる全文検索から出力

例: 通常の学級 補聴器 騒音

○検索項目から出力

- | | |
|--------------------|--------------------|
| I. 対象児童生徒等の障害種 | V. 基礎的環境整備の観点 |
| II. 対象児童生徒等の障害の程度 | VI. 合理的配慮の観点 |
| III. 対象児童生徒等の在籍状況等 | VII. 検索キーワード(自由記述) |
| IV. 対象児童生徒等の学年 | |

検索

実践事例
A

実践事例
B

実践事例
C



特別支援教育教材ポータルサイト(支援教材ポータル)

H27.3開設

<http://kyozai.nise.go.jp/>

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの状態や特性などに応じた支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトです。(H27.3～)



「教材・支援機器」をキーワードや条件で絞り込んで検索します

「実践事例」をキーワードや条件で絞り込んで検索します

「教材・支援機器」と「実践事例」が相互に参照できます。

普及活動

展示会の開催

- 支援機器等教材の教育現場における活用方法や事例を紹介するための展示会を開催。



研修会の実施

- 各都道府県の指導者層を対象に支援機器等教材を活用した実践研修を実施



小・中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

- 【改訂のポイント】
- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
 - ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
 - ・交流及び共同学習の推進

＜小学校学習指導要領＞（中学校学習指導要領もほぼ同旨）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- (7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

＜小学校学習指導要領解説 総則編＞

第3章 第5節 7 障害のある児童の指導

小学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童が在籍していることがあり、これらの児童については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

- (12) ～(省略)～、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

現行の学習指導要領について②

＜小学校学習指導要領解説 総則編＞ 第3章 第5節 7 障害のある児童の指導 ～指導に当たっての留意事項＜抜粋＞～

障害のある児童を指導するに当たっては、

- ◆ 児童の障害の種類や程度を的確に把握する必要がある。児童の障害には、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などがある。
- ◆ 個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容・指導方法の工夫を検討し、適切な指導を計画的、組織的に行わなければならない。
- ◆ 読み書きや計算などに困難があるLD(学習障害)の児童についての国語科における書き取りや算数科における筆算や暗算の指導など、教師の適切な配慮により対応することが必要である。
- ◆ ADHD(注意欠陥多動性障害)や自閉症の児童に対して、話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導などの配慮も必要である。
- ◆ このため、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である。
- ◆ 指導に当たっては、例えば、障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。
- ◆ また、障害のある児童については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられる。
- ◆ なお、学習上の配慮を要する児童については、児童の実態に応じたきめ細かな指導をするよう配慮する必要がある。

(次期学習指導要領の検討について①)

中央教育審議会 教育課程企画特別部会 論点整理 (抜粋) (平成27年8月)

【特別支援教育関係抜粋】

5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

(1) 各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

⑤ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育、特別支援学校

- **全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性があることを前提**として、一人一人の子供の状況や発達の段階に応じた十分な学びを確保し、障害のある子供たちの自立や社会参画に向けた主体的な取組みを支援するという視点が大切である。
- このため、**幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においては**、個々の学びの特性に配慮した、きめ細かな授業等が実施できるよう、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、小・中・高等学校学習指導要領において、**特別支援教育に関する記述の更なる充実を図ることが求められる**。その際、**各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援を示したり**、通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱い、**合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け、特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制の確立等の観点等を明確化**したりすることが必要である。あわせて、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も契機としながら、共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を明確に位置付け、交流及び共同学習の更なる充実を図ることも必要である。
- (略)

(次期学習指導要領の検討について②)

中央教育審議会 教育課程部会 特別支援教育部会における検討例

(特別支援教育部会第3回会議(H27.12.16)資料より)

各教科等における障害に応じた配慮事項について(検討例)

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】+【**手立て**】の例を示す。(安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要)

小学校の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

(国語科の例)

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとめりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具(スリット等)を活用したりするなどの配慮をする。

具体的イメージなど

【手立て】：
見えにくさに応じた情報保障

- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童がどのように考えればよいのかわかるように、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。

心の理論など

- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

国立特別支援教育総合研究所のオンライン講義配信

国立特別支援教育総合研究所では、学校等における教職員を対象に、インターネットによる講義配信をしており、特別支援教育センター等での研修の他、学校内の研修でも利用することが出来ます。

配信されている講義の一覧や詳しい視聴の方法については、国立特別支援教育総合研究所のHP (<http://www.nise.go.jp/>) を参照してください。

① 発達障害教育情報センターの研修講義 ・・・・事前登録不要 (どなたでも視聴できます)

発達障害のある子どもの基本的な理解と指導等の場面における対応について、学校や家庭等で自由に手軽に研修が行えるよう研修講義コンテンツを用意しています。

② インターネットによる講義配信 ・・・・事前登録必要

教育センターや学校等における教職員を対象としています。
各障害等の基礎的な内容を体系的・計画的に整備した『基礎編』と、
各障害等の基礎的な内容をさらに深化した『専門編』があります。

オンライン講義配信について 問合せ先
国立特別支援教育総合研究所 総務部研修情報課情報管理係
TEL：046-839-6833 (直通)



発達障害教育情報センター 研修講義一覧 (H27.3現在)

※各動画は10～20分で構成

概論

- (1) ちょっと気になるが出発点
- (2) 教室の中の気になる子どもたち

理解と支援

- (3) 注意を集中し続けることが難しい子
- (4) 音読が苦手な子
- (5) 書くことが苦手な子
- (6) 乱暴な言葉や態度を示す子
- (8) 授業中や座っているべきときに席を離れてしまう子
- (12) 状況に関係のない発言をする子どもの理解と支援
- (13) 幼児期の発達障害
- (14) 発達障害のある子どもへの指導・支援体制 (1)
- (15) 発達障害のある子どもへの指導・支援体制 (2)
- (16) 高機能自閉症等のある児童の国語科指導 (1) ～つまずきを予想する～
- (17) 高機能自閉症等のある児童の国語科指導 (2) ～基本的な対応について～
- (18) 発達障害のある子どもの家族への支援
- (19) 二次障害の理解と対応
- (20) やりとりの苦手な子どもへの支援
- (21) どの子ども伸びるユニバーサルデザインな授業・集団づくり (前編)
- (22) どの子ども伸びるユニバーサルデザインな授業・集団づくり (後編)
- (23) 発達障害のある児童生徒のための教材・支援機器の活用

保護者支援

- (7) 先生と保護者の関係づくり
- (11) 幼児を養育している保護者とのかかわり

医学

- (9) 自閉症の医学
- (10) ADHDとは何か?

いつでも視聴可能
(事前登録不要!)



特別支援教育研修講座 基礎編 研修講義一覧 (H27.3現在)

0. 特別支援教育の基礎理論	30分×6本	7. 言語障害教育論	30分×3本
0.1 特別支援教育とは		7.1 言語障害とその教育Ⅰ	
0.2 障害児の教育の歴史		7.2 言語障害とその教育Ⅱ	
0.3 特別支援教育の対象と教育課程		7.3 言語障害とその教育Ⅲ	
0.4 特別支援学校の教育		8. 情緒障害教育論	30分×3本
0.5 個別の指導計画と個別の教育支援計画		8.1 情緒障害教育について	
0.6 小・中学校における特別支援教育		8.2 自閉症等の発達障害のある児童生徒の理解と指導	
1. 視覚障害教育論	30分×3本	8.3 選択性かん黙等の心理的要因が関与する児童生徒の理解と指導	
1.1 視覚障害の特性と教育課程		9. LD・ADHD・高機能自閉症等教育論	30分×6本
1.2 視覚障害教育における教科等の指導と進路指導・職業教育		9.1 定義と判断基準	
1.3 視覚障害教育における自立活動の指導と情報機器の活用		9.2 学校における気づきと実態把握	
2. 聴覚障害教育論	30分×3本	9.3 特性の理解	
2.1 きこえの仕組みと検査・補聴機器		9.4 特性に応じた指導	
2.2 聴覚障害児のコミュニケーション		9.5 個別の指導計画の作成	
2.3 聴覚障害児への教育的支援		9.6 小・中学校における校内支援体制	
3. 知的障害教育論	30分×3本	10. 障害児の生理と病理	30分×2本
3.1 知的障害の理解と教育的対応の基本		10.1 発生期、胎生期及び周産期における障害	
3.2 知的障害教育における教育課程の編成		10.2 中枢神経系における障害	
3.3 各教科等における指導の工夫		11. 諸検査の基礎	30分×4本
4. 肢体不自由教育論	30分×3本	11.1 主な検査の種類と方法及び留意事項ー発達検査法と知能検査法ー	
4.1 肢体不自由の特性と教育課程		11.2 検査の意義とアセスメントーアセスメントの目的と意義ー	
4.2 肢体不自由教育の実際その1		11.3 視覚検査法	
4.3 肢体不自由教育の実際その2		11.4 聴覚検査法	
5. 病弱・身体虚弱教育論	30分×3本		
5.1 病弱・身体虚弱教育の特性と教育課程			
5.2 病弱・身体虚弱教育における指導の実際その1			
5.3 病弱・身体虚弱教育における指導の実際その2			
6. 重複障害教育論	30分×6本		
6.1 重複障害の概念と教育課程			
6.2 医療的ケアを必要とする子どもへの対応			
6.3 訪問教育における指導			
6.4 重複障害のある児童生徒の実態把握と指導の基本的観点			
6.5 重複障害のある子どものコミュニケーション			
6.6 重複障害および盲ろうの子どもへの指導			

視聴するには事前登録が必要！

(登録は特総研HPにアクセス)



特別支援教育研修講座 専門編 研修講義一覧 (H27.3現在)

総合的・横断的内容

合理的配慮と基礎的環境整備	40分
障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援	42分
特別支援学校の地域におけるセンター的機能	29分
インクルーシブ教育システムにおける専門性と研修	27分
インクルーシブ教育システムの構築	30分
「個別の指導計画」の作成と活用	19分
医学的理解-行動上の問題・てんかん-	28分
交流及び共同学習の意義と課題	22分
教育と福祉・医療との連携	25分
特別支援教育におけるカウンセリング技法	16分
特別支援教育におけるICTの活用	16分
特別支援教育コーディネーター	30分
特別支援教育におけるICFの活用	16分

視覚障害教育

弱視用視覚補助具概論	33分
弱視学級における指導と学習支援	33分
視覚障害児の認知と指導	35分
国語の指導	24分
視覚に障害のある子どもにおける触覚活用	20分

聴覚障害教育

聴覚障害児の自己理解と教育	32分
特別支援学校(聴覚障害)における進路指導・職業教育	25分
聴覚機能の理解と指導	18分
手話の活用	32分
聴覚障害幼児の療育と指導	29分
聴覚障害教育概論	37分

知的障害教育

知的障害教育の教育課程の歴史	33分
知的障害教育における領域・教科を合わせた指導	23分
知的障害教育における自立活動の指導	40分
障害のある児童生徒のキャリア教育	30分

肢体不自由教育

肢体不自由教育の歴史	22分
肢体不自由教育におけるICFの活用	18分
自立活動の指導-指導計画の作成-	28分
肢体不自由のある子どもへのAAC	15分
肢体不自由の児童生徒と教育課程	29分

病弱・身体虚弱教育

慢性疾患の理解	25分
病弱教育の歴史	17分
関係性の障害とその対応	21分
子どもの体の発達と課題	31分

言語障害教育

ことばの遅れをめぐって	26分
言語障害教育の現状と課題	27分
口唇口蓋裂の医療	17分
吃音の理解と対応	39分
構音障害の理解と指導	38分

自閉症・情緒障害教育

自閉症のある子どものためのソーシャルスキル指導	18分
通常の学級における自閉症スペクトラム障害(ASD)のある児童生徒の指導の対応	17分
高機能自閉症・アスペルガー症候群の理解と対応	22分
自閉症・情緒障害特別支援学級における教育課程の在方	29分
自閉症のある児童生徒の家族支援	24分
自閉症のある児童生徒の自立活動の指導	25分
情緒障害のある児童生徒の指導と対応	17分

発達障害教育

発達障害のある子どもの通級による指導	38分
発達障害のある子どもの通常の学級における支援	18分
アセスメントの目的と活用	43分
LDのある子どもの理解と対応	23分
幼児期の発達障害	33分
発達障害のある子どもの思春期(前半)	28分
発達障害のある子どもの思春期(後半)	20分
ADHDのある子どもの理解と対応	29分

重度・重複障害教育

重度・重複障害者の卒後の支援	31分
特別支援教育における重複障害教育の現状と課題	32分
重複障害のある子どもとのコミュニケーションを支える環境づくり	26分

視聴するには事前登録が必要!

2. 平成28年度特別支援教育 関係予算案等

障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の充実

平成28年度予算額(案)156億円(平成27年度予算額145億円)

(インクルーシブ教育システムの推進・早期支援)



○【新規】インクルーシブ教育システムの推進 1,095百万円(新規)

◆インクルーシブ教育システム推進事業費補助

インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が①特別支援教育専門家等(早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師)の配置及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。 [補助率1/3]

- ・早期支援コーディネーター 94人
- ・合理的配慮協力員 282人
- ・外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等) 428人
- ・看護師 1,000人
- ・体制整備補助 350地域

◆インクルーシブ教育システム推進センターの設置

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に「インクルーシブ教育システム推進センター(仮称)」を設置し、インクルーシブ教育システム関連研究(地域実践研究事業)、インクルーシブ教育システムデータベースの充実・情報発信、国際情報集積発信事業を統合的に行う。
(独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金)

(教職員の専門性向上)

○【拡充】特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 56百万円(56百万円)

特別支援教育を担当する教員の専門性の向上を図るため、特別支援学校教員等に対する専門的な研修の実施や特別支援学校教諭免許状取得に資する取組を実施する。

- ◆指導者養成講習会等の実施 27箇所



(発達障害に係る支援)

○発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業 586百万円(586百万円)

◆【新規】発達障害の可能性のある児童生徒に対する放課後等福祉連携支援事業 63百万円

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法についての調査研究を行う。 24箇所

◆【新規】発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 42百万円

教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 12箇所

- ◆発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 45箇所・発達障害支援アドバイザー 約80人配置
- ◆発達障害の可能性のある児童生徒等の系統性のある支援研究事業 15箇所・学校間連携コーディネーター 約45人配置
- ◆発達障害に関する教職員育成プログラム開発事業 6大学

(入院児童生徒等への支援)

○【新規】入院児童生徒等への教育保障体制整備事業 78百万円(新規)

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。 9箇所

(学習上の支援及び教材の開発)

○学習上の支援機器等教材活用促進事業 445百万円(497百万円)

- ◆学習上の支援機器等教材研究開発支援事業 9箇所
- ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 等



(高等学校段階における支援)

○自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業 343百万円(388百万円)

- ◆キャリア教育・就労支援等の充実事業 30箇所・就職支援コーディネーター 約30人配置
- ◆個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業 25箇所・自立活動等担当教員 約25人配置



(就学の支援)

○【拡充】特別支援教育就学奨励費負担等 12,909百万円(11,583百万円)

特別支援学校及び特別支援学級等に就学する障害のある児童生徒等の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費、学用品費等に必要経費を援助する。

- ◆特別支援学校高等部の生徒の通学費、学用品費等の支援拡充(高校就学支援金制度見直しの学年進行対応)

※【拡充】教職員定数の増 通級指導など特別支援教育の充実 50人 ※特別支援学校の教室不足解消のための補助 補助率:1/3等

インクルーシブ教育システム推進事業費補助

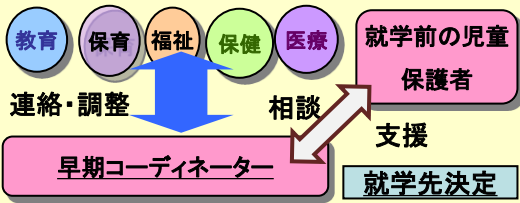
平成28年度予算額(案)1,001百万円(新規)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨及び平成28年4月からの障害者差別解消法の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、都道府県等が、①特別支援教育専門家等(早期支援コーディネーター、合理的配慮協力員、外部専門家、看護師)の配置、及び②連携協議会及び研修による特別支援教育の体制整備をする場合に要する経費の一部を補助する。

I 特別支援教育専門家等配置

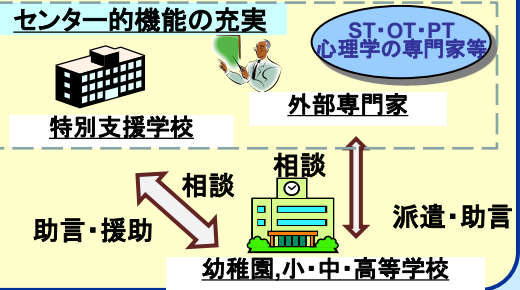
①早期支援コーディネーター

・自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整、情報収集等を行う。
(94人)



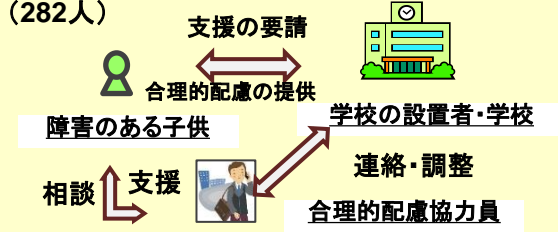
③外部専門家

・特別支援学校のセンター的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。(428人)



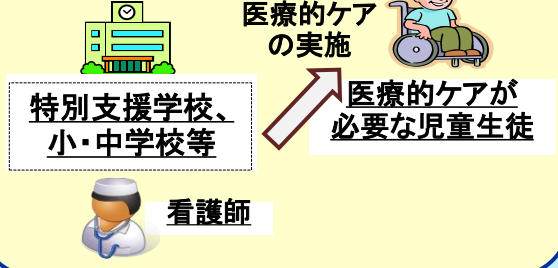
②合理的配慮協力員

・各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して「合理的配慮」の実践に資するため、学校内外・関係機関との連絡調整、特別支援教育コーディネーター等のアドバイザー、保護者の教育相談の対応の支援等を行う。
(282人)



④医療的ケアのための看護師

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。
(1,000人)



II 特別支援教育体制整備の推進

・インクルーシブ教育システム推進のための体制整備を推進することにより、合理的配慮の質的向上を図ることを目的とする。

①特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。



②研修

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。

・担当教員としての専門性の向上のための研修。



学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業

平成28年度予算額(案):81百万円(前年度予算額147百万円)

障害者権利条約の批准や改正障害者基本法の趣旨等から共生社会の実現のために障害者理解の推進が求められている所である。また、共生社会実現のためには、交流及び共同学習について推進を図ることとされている。この度、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、これを契機として、**障害のある子供と障害のない子供が一緒に障害者スポーツを行う、一緒に障害者アスリート等の体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施する。**

障害のある子供とない子供が障害者スポーツの楽しさを共に味わい、障害者理解の推進や交流及び共同学習のより一層の充実を図る。

■障害者スポーツ体験学習

共に障害者スポーツを体験することで、相互理解を深め、人間の多様性の尊重や豊かな社会性の育成につなげる。
また、障害のある子供が障害者スポーツに取り組むことにより、障害者スポーツをより身近なものとして感じ、今後の交流につなげる。



車椅子卓球



ボッチャ

地域の取組を総合的に支援
(都道府県・市町村教育委員会等)

委託

文部科学省

●委託先件数
25箇所

■障害者アスリート等との交流

障害者アスリートや義肢装具士などの用具作成に携わる専門家を学校等に招き、アスリートと交流する機会を設ける他、用具等に施された様々や技術・工夫を学び障害者を支える仕事に触れることを通じ障害に対する理解を深める他、社会参加の在り方を考察する。



チェアスキー



ブラインドサッカー



車椅子カーリング



- ※モデル地域の設定(以下のいずれかを主たる研究事項とする)
- ①特別支援学校と幼、小・中・高等学校等との交流及び共同学習
 - ②特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習
- ※「交流及び共同学習」の機会については、体育を含めた各教科や「総合的な学習の時間」等での取組が考えられる。

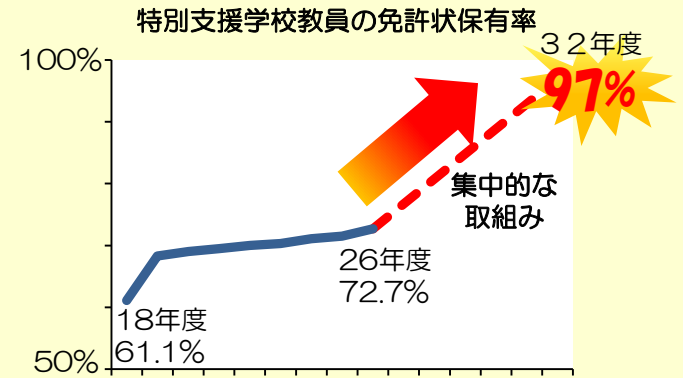
特別支援教育に関する教職員等の資質向上事業 (平成27年度予算額 56百万円) 平成28年度予算額(案) 56百万円

- 障害のある幼児児童生徒が一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる様にするためには、教育を担当する者を中心に教員の資質を向上させることが喫緊の課題。
- 一方、特別支援学校教諭免許状の保有率は、特別支援学校の教員で7割、特別支援学級担当教員で約3割。

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)

(平成27年12月中央教育審議会)

- 特別支援学校の教員は(中略)これまで以上に特別支援学校教員としての専門性が求められている。
- このため、免許法附則第16項の廃止も見据え、**平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校教員が免許状を保有すること**を目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。
- 小中学校の特別支援学級担任の保有率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。



指導者養成講習会・自立教科等担当教員講習会

特別支援学校における教育の質の向上の観点から、特別支援学校免許状保有率の向上による担当教員としての専門性を担保することが必要。

そのため、特別支援学校教諭免許状を取得するための免許法認定講習を**大学・都道府県等教育委員会**に委託、受講機会の拡大を図る。

	H28年度	H27年度
対面講習	: 25箇所	← 25大学
	(大学又は教育委員会)	
通信講習	: 2大学	← 2大学



免許保有率向上による特別支援学校教員の専門性の向上 → 地域における特別支援教育のセンター的機能の充実

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

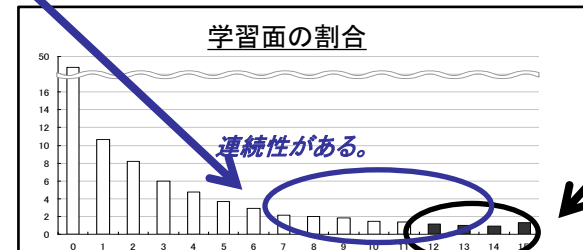
発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

① 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業 平成28年度予算額(案) 486百万円(平成27年度予算額 452百万円)

背景

- ① 公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が **6.5%(推定値)程度**の割合で在籍しており、これらの児童生徒以外にも、**教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性がある**。(平成24年12月文部科学省調査)
- ② 低学年では学習面や行動面の問題が顕在化しやすいが、高学年になるにつれて様々な問題が錯綜し見えにくくなる可能性があり、**特に早期発見・早期支援が重要**。
- ③ 各学校段階において行われてきた児童生徒への指導の経過を共有し、**進学先等における児童生徒の特性や障害の程度に対するより良い理解につなげることが重要**。
- ④ 各学校段階のライフステージに応じた切れ目のない「縦の連携支援」に加え、学齢期等における日々の生活を支えるための教育と福祉等との「横の連携支援」が重要であり、**放課後等の関係機関における支援内容等を学校教育に活かすことが重要**。

著しい困難を示す場面	推定値
学習面又は行動面	6.5%
学習面	4.5%
行動面	3.6%
学習面かつ行動面	1.6%



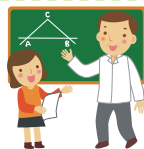
◎ 発達障害早期支援研究事業 356百万円

- ・学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒の学校生活への不適応を防ぐための指導方法の改善、早期支援の在り方について研究事業を行う。

40地域、5大学(発達障害支援アドバイザー約80人配置)

(事業内容)

- 学習面や行動面で何らかの困難を示す児童生徒を含む全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業等の改善
- 補充指導等の学習面における配慮や視覚的・聴覚的な刺激の軽減等の行動面における配慮による指導方法の工夫
- 適切な実態把握等(アセスメント)による早期支援の在り方 など



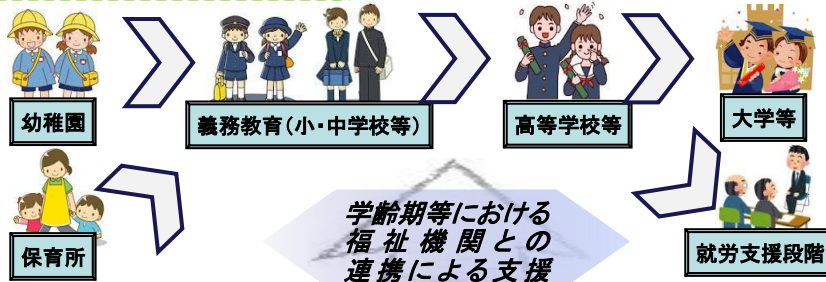
◎ 系統性のある支援研究事業 65百万円

- ・教育委員会が主体となり、発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援内容の各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎ手法、時期等に関する調査研究を実施する。

15地域(学校間連携コーディネーター約45人配置)

(事業内容)

- 引継ぎを意識した個別の教育支援計画等の作成方法の研究
- 進学前後における引継ぎ内容及び時期の研究
- 児童生徒本人及び保護者の同意を得つつ、引継ぎを実施する仕組みの構築 など



◎ 放課後等福祉連携支援事業 63百万円 (新規)

- ・小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法について調査研究を行う。 24地域(放課後等福祉連携調整員 約24人配置)

(事業内容)

- 保護者の同意を得つつ、関係機関の連携内容を発展させるための手法研究
- 学校側と福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

② 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

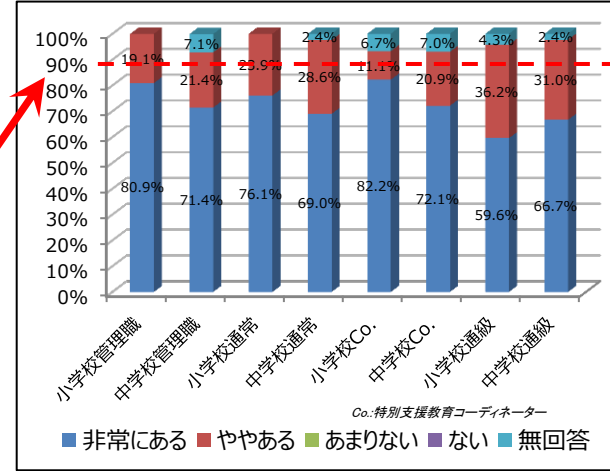
平成28年度予算額(案)

100百万円(平成26年度予算額 134百万円)

背景

- ① 全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、**教員養成段階で身に付けることが求められ、現職教員については、研修の受講等により専門性の向上を図ることが求められている。**
- ② 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**(平成26年3月国立特別支援教育総合研究所調査)。
- ③ そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められるとともに、引き続き、**大学の教育養成課程及び現職教員に対する知識・技能の向上**が求められている。

＜質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答＞



◎ 通級による指導担当教員等専門性充実事業 42百万円(新規)

- ・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。 **12地域**

(事業内容)

- 通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
- 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究
- 発達障害の通級による指導における各教科の補充指導方法の研究
- 自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害以外の発達障害の通級による指導内容や方法の研究 など

◎ 教職員育成プログラム開発事業 58百万円

- ・学校現場における発達障害に関する専門的・実践的な知識を有する教職員を育成するため、各大学において、教員養成段階や、現職教員向けのプログラム開発を行う。 **6大学**

(事業内容)

- 大学における教員養成段階において、学生に対する発達障害に関する専門的・実践的知識を習得するためのプログラム開発
- 大学院研究科等において、現職教員に対する発達障害に関する高度で専門的な知識等を習得するためのプログラム開発
- 成果普及のためのワークショップの開催 など



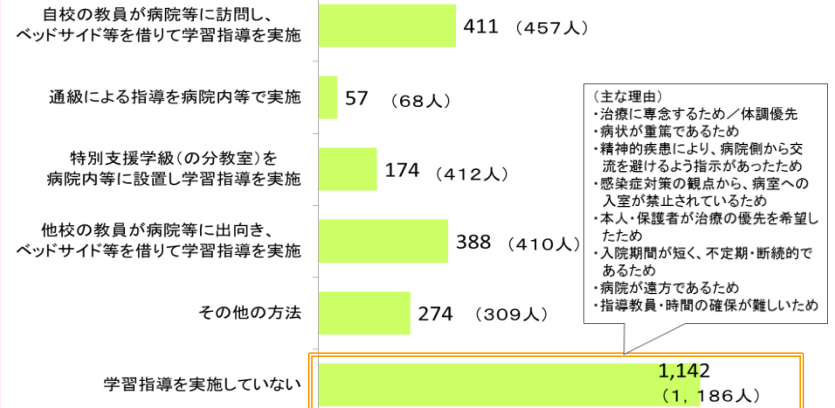
入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

平成28年度予算額(案) 78百万円(新規)

平成26年5月の児童福祉法の一部改正に伴う参議院附帯決議等を受け、病院等に入院又は通院して治療を受けている児童生徒に対し、平等な教育機会を確保するため、関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

【改正児童福祉法に係る参議院附帯決議(平成26年5月20日)】
児童福祉法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保に係る措置を早急かつ確実に講じる。

病気やけがにより長期入院した児童生徒に対する学習指導(小・中学校の場合)



○長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査より/文部科学省調べ(平成25年度実績)

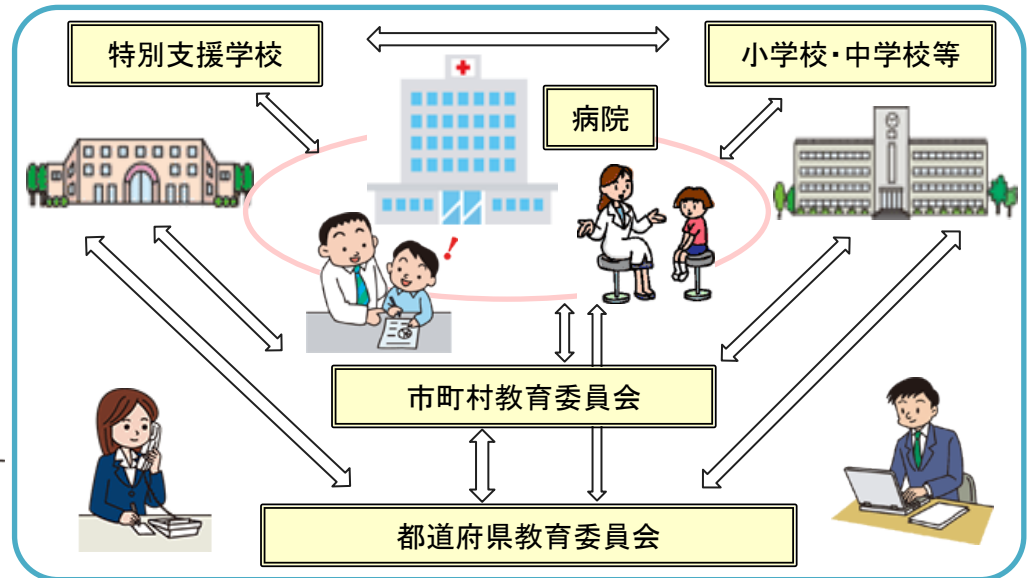
入院児童生徒等への教育保障体制整備事業

長期にわたり又は断続的に入院する児童生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行う。

<事業内容> 9地域(都道府県・政令指定都市等)

- 関係機関の連携を図るための学校・病院連携支援員(コーディネーター)の配置
- 中核的な病院のある自治体と周辺自治体の連携体制の整備
- 入院中及び退院時の児童生徒への補充学習を行う人材(教員等)の配置
- 入院児童生徒へのタブレット等ICT機器の配布等を行い、有効な連携方法について研究

等



自立・社会参加に向けた高等学校段階における特別支援教育充実事業

平成28年度予算額（案） 343百万円（平成27年度予算額：388百万円）

趣旨

発達障害を含め障害のある生徒の将来の自立と社会参加に向けた適切な指導を行うため、企業と連携した教員の研修、就労先開拓・職場定着支援のためのコーディネーターの配置など、キャリア教育・就労支援等の充実を図る。また、高等学校における「特別の教育課程」編成に関する研究とともに教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす教育課程の編成に関する研究を実施する。

①キャリア教育・就労支援等の充実事業

高等学校段階において、障害のある生徒が自立し社会参加を図るために、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉や労働等の関係機関と連携しながら就労支援を一層充実。

- ・30地域を指定（特別支援学校1校、高等学校1校程度）
- ・就職支援コーディネーターを配置
- ・企業等での教員の研修を実施
- ・現場実習などの就業体験の充実
- ・授業の改善・充実

等



②個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育モデル事業

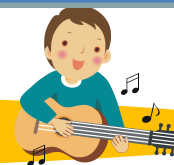
障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう「特別の教育課程」の編成に関する研究とともに、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を実施。

- ・25地域を指定（高等学校1校程度）
- ・自立活動等担当教員を配置
- ・自立活動を取り入れた特別の教育課程の研究（※現行の教育課程の基準によらない）
- ・一斉授業の改善・工夫（理解しやすい授業づくり等）
- ・得意分野を伸ばす教科指導等の充実



高等学校段階における特別支援教育の充実

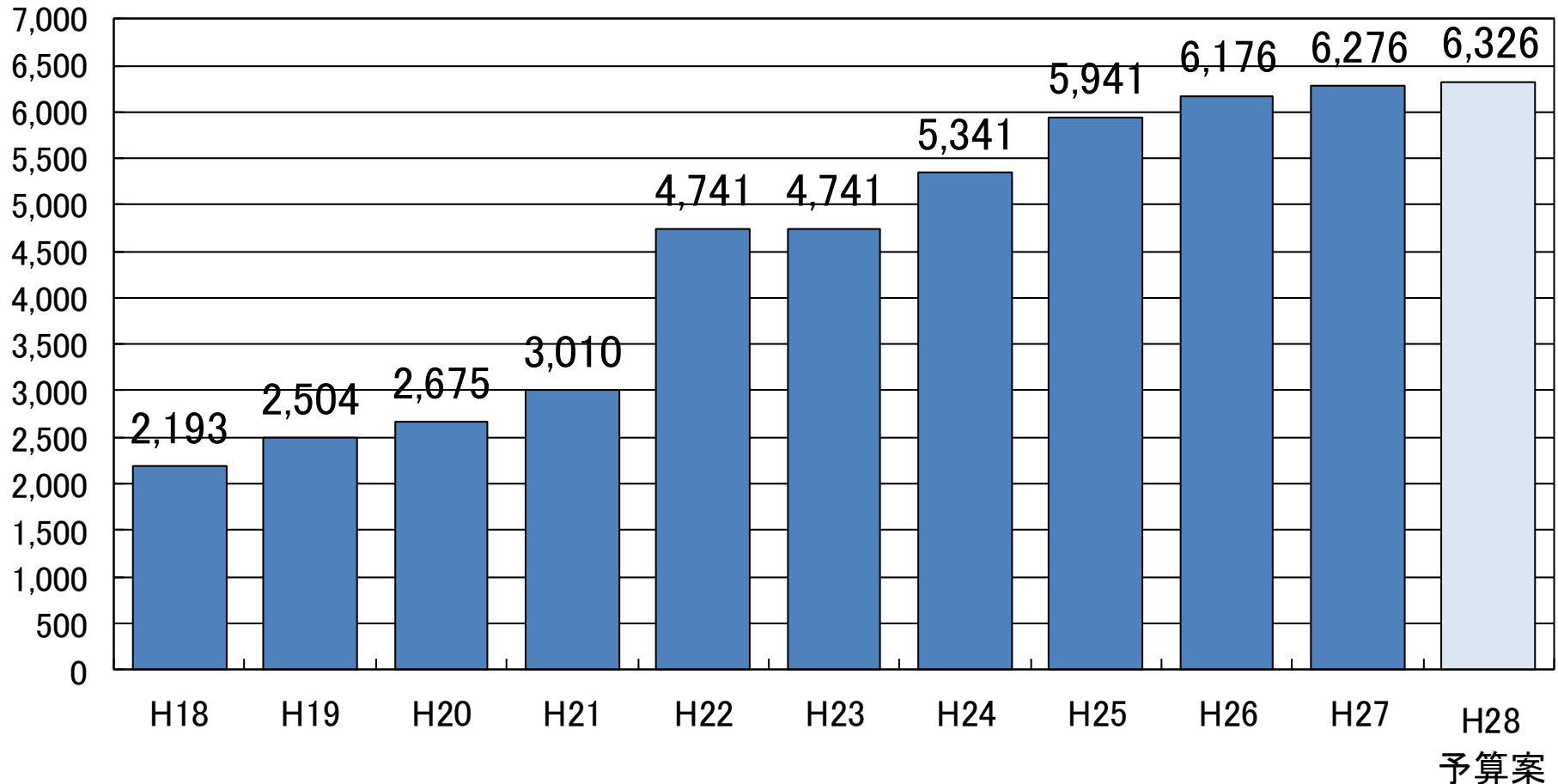
自立・社会参加の加速化



特別支援教育対応の教職員加配定数の推移

○ 平成28年度予算案における特別支援教育対応の加配定数は、6,326人

特別支援教育対応の教職員加配定数の推移



特別支援教育支援員の地方財政措置について

【27年度措置額：約569億円（26年度措置額：約530億円）】

「特別支援教育支援員」は、公立幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携の上、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、健康・安全確保、周囲の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費（拡充）

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。

学校種	平成27年度	平成26年度
幼稚園【拡充】	5,600人	5,300人
小・中学校【拡充】	43,600人	40,500人
高等学校	500人	500人
合計	49,700人 (事業費:約569億円)	46,300人 (事業費:約530億円)



平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始
平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始
平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

3. 関係機関等との連携

「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」

(平成24年4月18日 厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 事務連絡)

＜経緯＞「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正され、相談支援の充実及び障害児支援の強化が図られたことを受けて、相談支援の充実及び障害児支援の強化の具体的な内容及び教育と福祉の連携に係る留意事項等を整理し、事務連絡を発出した。

＜相談支援の充実＞

■「障害児支援利用計画等」の作成

児童福祉法に基づく障害児通所支援又は障害者自立支援法に基づく居宅サービスを利用するすべての障害児に対し、原則として、「障害児支援利用計画」「個別支援計画」を作成することとなった。

学齢期においては、障害児支援利用計画及び個別支援計画と個別の教育支援計画及び個別の指導計画の内容との連動が必要であり、相談支援事業所と学校等が連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービスへの移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮を依頼。

＜障害児支援の強化＞

■児童福祉法における障害児に関する定義規定の見直し

児童福祉法に規定する障害児の定義規定が見直され、従前の「身体に障害のある児童及び知的障害のある児童」に加え、「精神に障害のある(発達障害含む)」児童を追加した。

■障害児施設の一元化

知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別で分かれていた従前の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援」、入所による支援を「障害児入所支援」に一元化した。

■放課後等デイサービスの創設

障害児通所支援の一つとして、「放課後等デイサービス」が創設され、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行うこととなった。放課後等デイサービスの利用は、学校教育との時間的な連続性があることから、特別支援学校等における教育課程と放課後等デイサービス事業所における支援内容との一貫性を確保するとともに役割分担が重要である。また、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所間の送迎が一定の要件のもと、事業所の加算対象となった。

■保育所等訪問支援の創設

障害児通所支援の一つとして、「保育所等訪問支援」が創設され、訪問支援員(障害児の支援に相当の知識・技術及び経験のある児童指導員・保育士、機能訓練担当職員等)が保育所等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を実施することとなった。

■個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等に児童発達支援管理責任者を配置が義務づけられたことにより、すべての障害に対し、利用者及びその家族のニーズ等を反映させた個別支援計画を作成し、効果的かつ適切な障害児支援を実施することとなった。

「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について

(平成27年4月14日 初等中等教育局特別支援教育課・生涯学習政策局社会教育課 事務連絡)

厚生労働省は、学校に就学する障害児を支援の対象とした放課後等デイサービスについて、支援の提供や事業運営に当たっての基本的事項を定めた「放課後等デイサービスガイドライン」を作成し、関係機関に周知（平成27年4月1日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長事務連絡）。これを受けて文部科学省では、学校における放課後等デイサービスに関する理解の促進と、当該サービスを利用する障害児に係る教育と福祉の一層の連携が図られるよう、教育委員会等に対して周知。

【ガイドラインに記載されている放課後等デイサービス事業所と学校との具体的な連携方法の概要】

1. 子どもに必要な支援を行う上で、放課後等デイサービス事業所と学校との役割分担を明確にし、連携を積極的に図ること。
2. 年間計画や行事予定等の情報を交換等し、共有すること。
3. 送迎を行う場合には、他の事業所の車両の発着も想定され、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要があることから、誰が、どの時間に、どの事業所の送迎に乗せるのかといった送迎リストや、身分証明書を提出する等ルールを作成し、送迎時の対応について事前に調整すること。
4. 下校時のトラブルや子どもの病気・事故の際の連絡体制（緊急連絡体制や対応マニュアル等）について、事前に調整すること。
5. 学校との間で相互の役割の理解を深めるため、保護者の同意を得た上での学校における個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス事業所における放課後等デイサービス計画を共有すること。
6. 医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等を、保護者の同意のもと、連絡ノート等を通して、学校と放課後等デイサービス事業所の間で共有すること。

(参考) 放課後等デイサービスの基本的役割

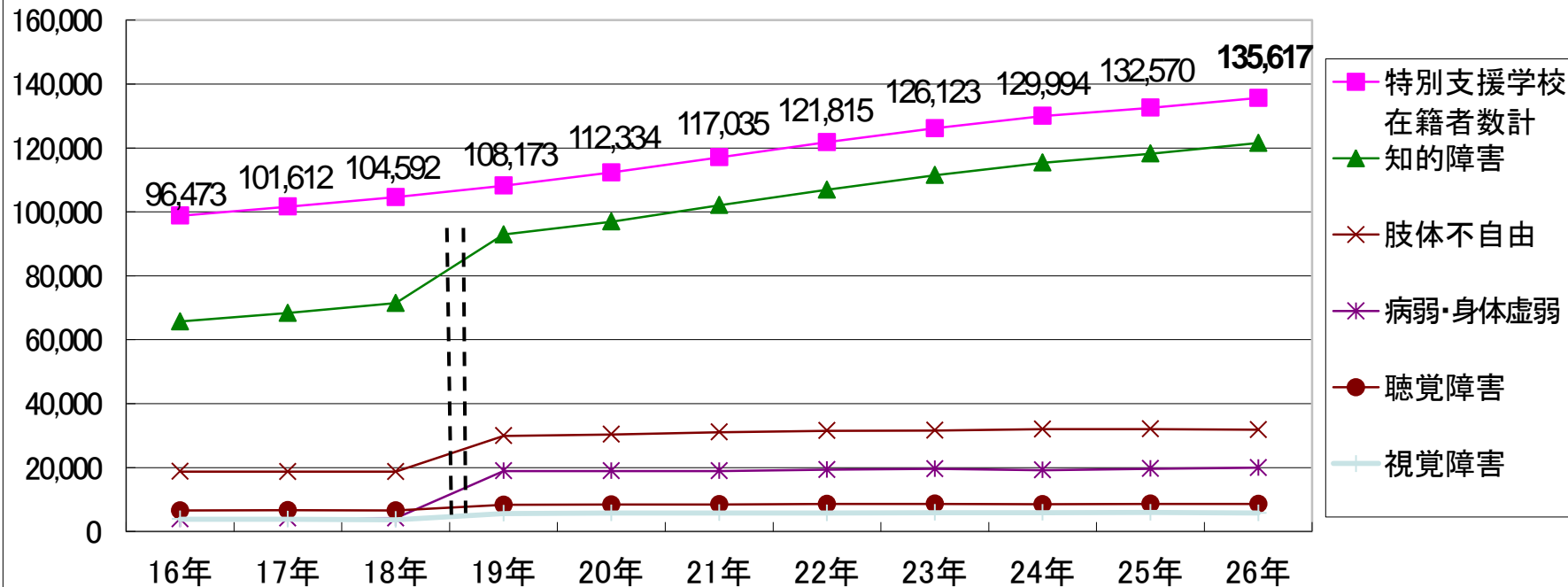
○ 子供の最善の利益の保障	支援を必要とする障害のある子供に対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子供の状況に応じた発達支援を行うことにより、子供の最善の利益の保障と健全な育成を図る。
○ 共生社会の実現に向けた後方支援	放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策の「後方支援」としての位置づけを踏まえつつ、これらの施策を利用している障害のある子供に対して、地域の障害児支援の専門機関としての事業（保育所等訪問支援等）を展開する。
○ 保護者支援	保護者が障害のある子供を育てることを社会的に支援するとともに、相談対応、ペアレント・トレーニング及びケアの代行により保護者自身を支援し、保護者が子供に向き合うゆとりと自信を回復し、子供の発達に好ましい影響を与える。

4. 参考データ

特別支援学校の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合は3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。

特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)在籍者の推移



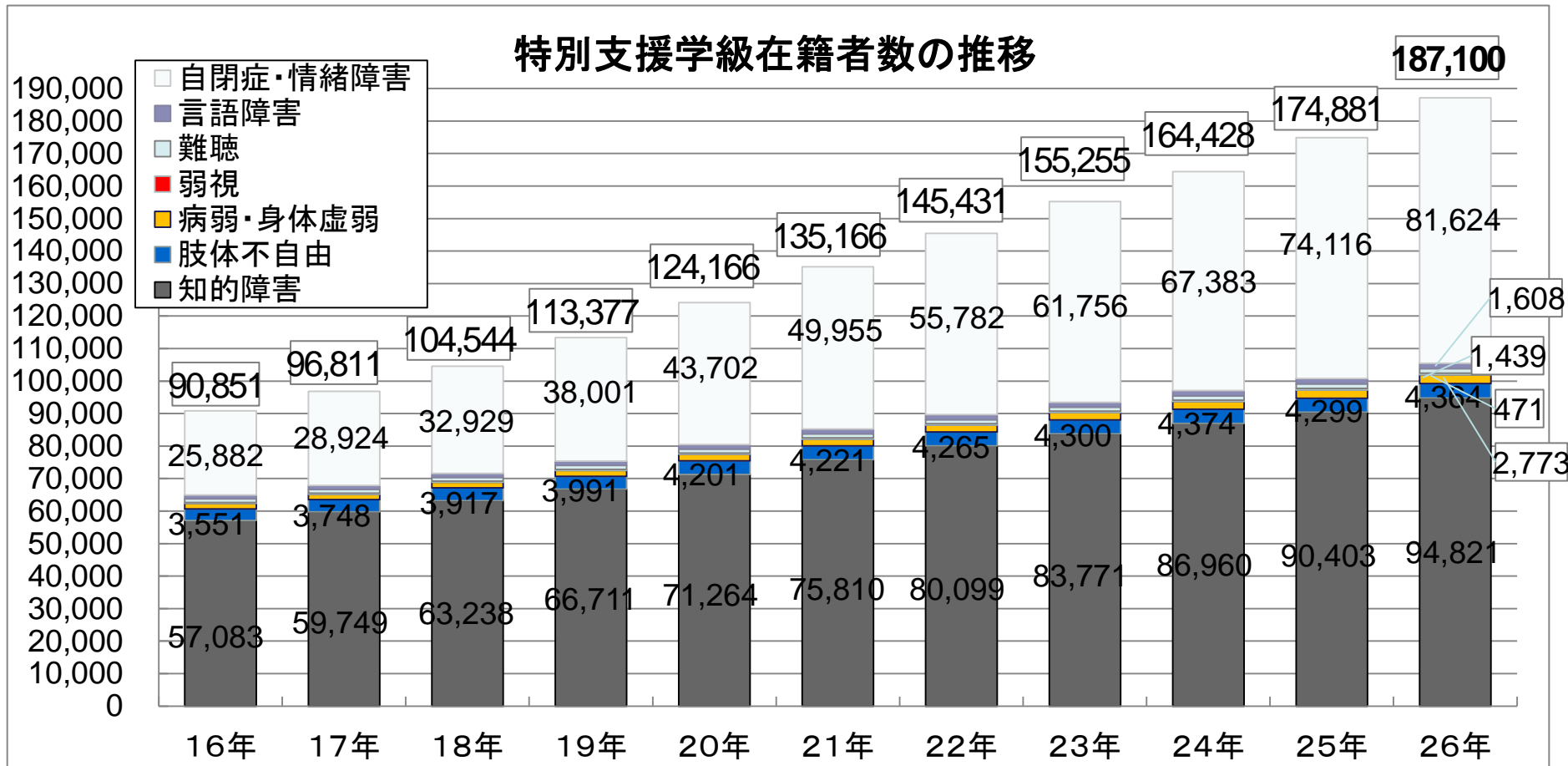
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	118	725	340	145	1,096
在籍者数	5,750	8,593	121,544	31,814	19,955	135,617

※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限(公立))であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

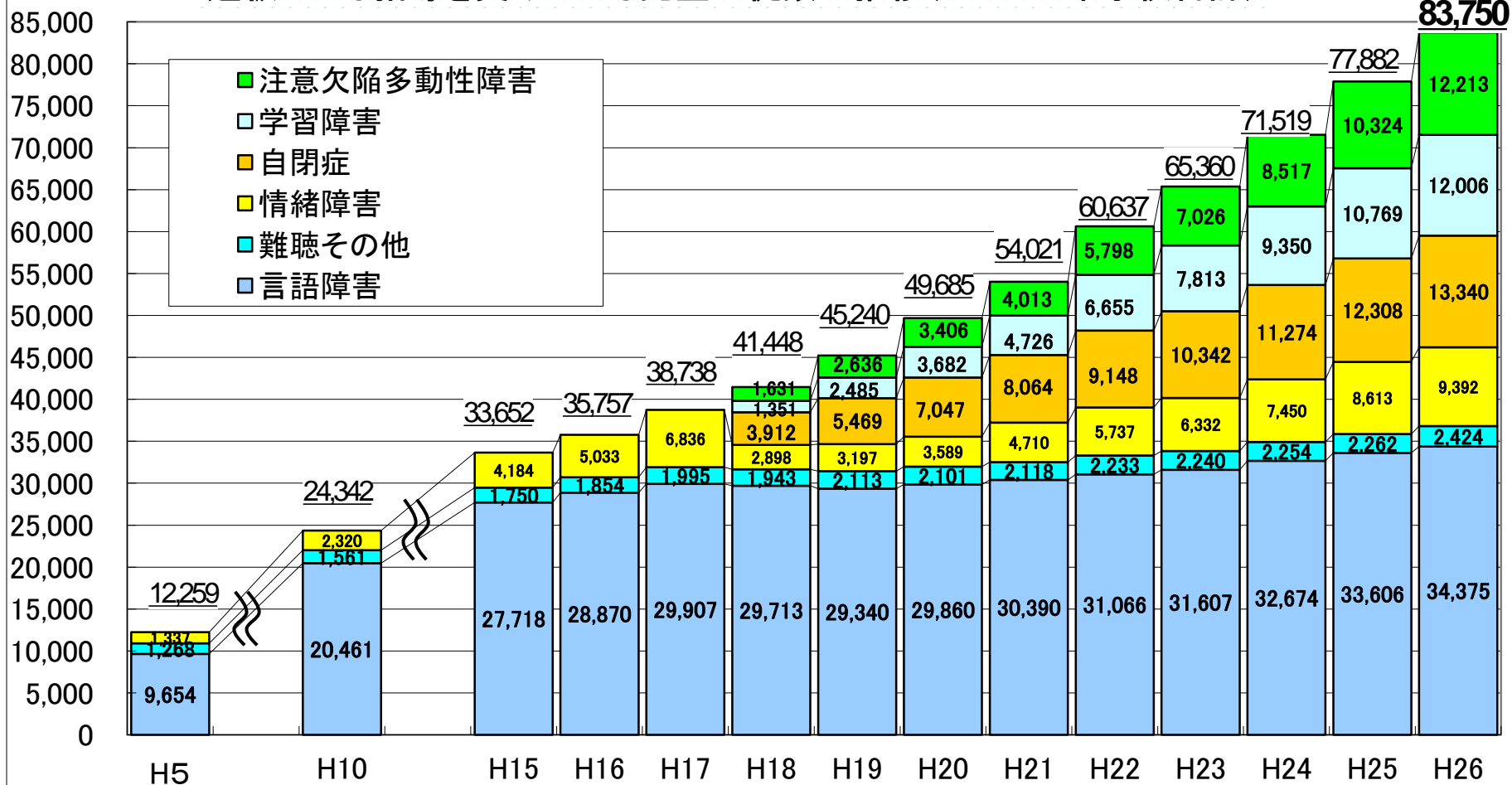


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	24,640	2,796	1,622	409	918	561	21,106	52,052
在籍者数	94,821	4,364	2,773	471	1,439	1,608	81,624	187,100

通級による指導の現状(平成26年5月1日現在)

○通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。

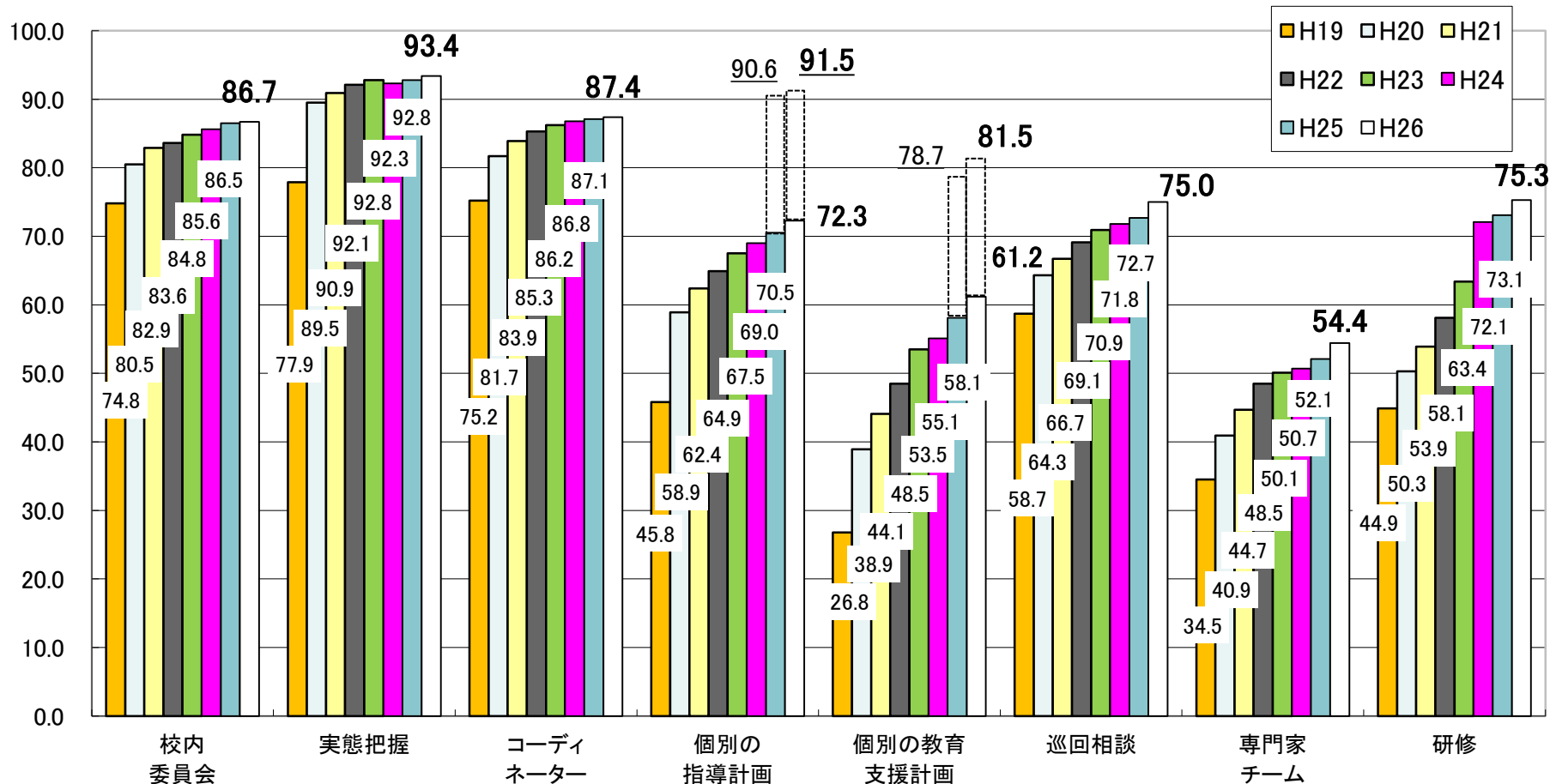
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

学校における支援体制の整備状況・課題①

(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率－全国集計グラフ(平成19～26年度)

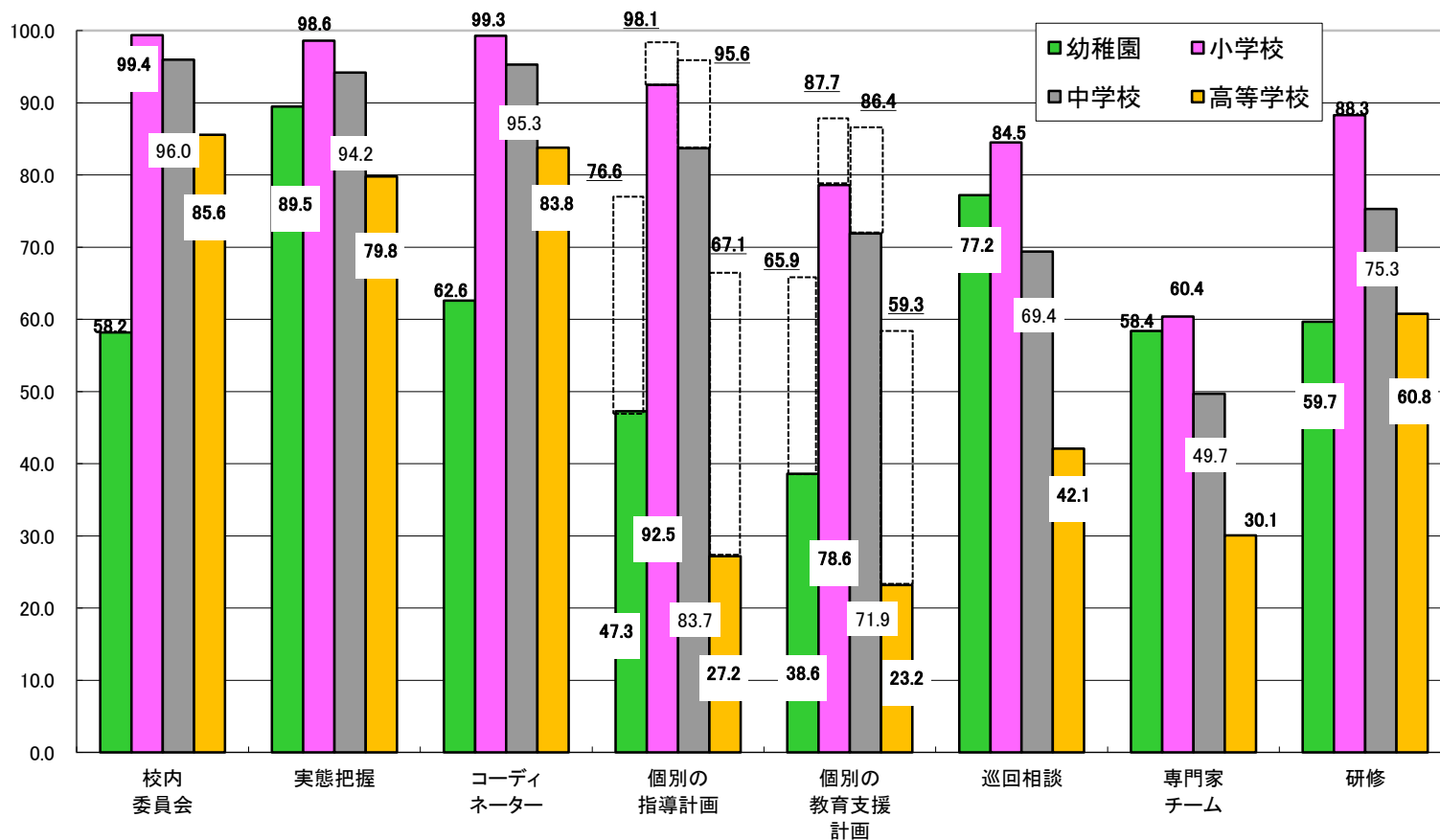


※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

学校における支援体制の整備状況・課題②

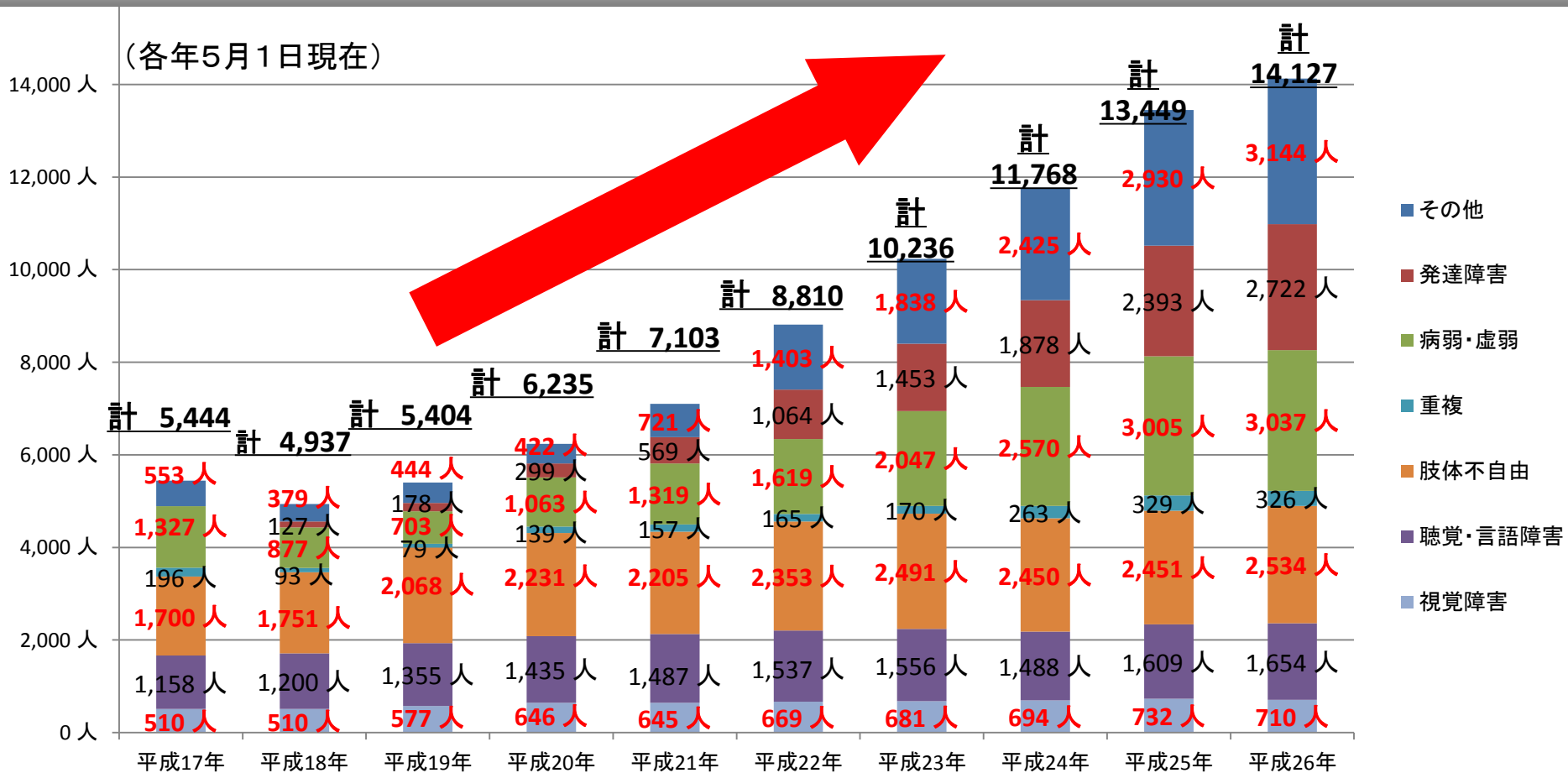
(2)小・中学校に比べ、幼稚園・高等学校の体制整備は依然として課題である。

国公立計・幼小中高別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成26年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

障害のある学生の在籍者数



- ※1 本調査における「障害学生」とは、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳」を有している学生又は「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」をいう。
- ※2 「病弱・虚弱」とは、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓等の機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、神経疾患、悪性新生物等、及び身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とするものを含む。
- ※3 知的障害、精神障害、精神疾患等は「その他」に含む。(平成24年度から内訳を調査(平成26年度の「その他」3,144人中、精神疾患・精神障害は2,826人、慢性疾患・機能障害は247人、知的障害46人、それ以外25人))
- ※4 グラフの数値には、「大学」「短期大学」「高等専門学校」における人数を含む。ただし、研究生、科目等履修生、聴講生及び別科生は含まない。
- (出典：平成26年度大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査(日本学生支援機構))

お知らせ

文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm/

(主な刊行物)

季刊特別支援教育(年4回 3, 6, 9, 12月)

学習指導要領解説

教科書(視覚障害、聴覚障害、知的障害)及び指導書・解説

改訂第2版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために-交流及び共同学習事例集-

季刊特別支援教育
最新号第57号(春号)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、
発達障害教育情報センターをはじめとするホーム
ページ、メールマガジン等により、特別支援教育の
情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育情報センター

<http://icedd.nise.go.jp>

メールマガジン

<http://www.nise.go.jp/magazine/>



是非御覧ください！